

第1章 総論

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の対応

母子寡婦福祉対策については、昭和27年から始まり50年以上の歴史を重ねています。近年、離婚件数の増加に伴って母子家庭等ひとり親家庭が増加する傾向にある中、新しい時代の要請に的確に対応できるよう、国において平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」が策定され、この趣旨を受け同年11月には「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。

改正法においては、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」を主眼においた子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な対策の推進が定められるとともに、国及び地方公共団体における自立支援体制の整備についても規定が設けられました。

また、母子家庭及び寡婦の自立を図るためには、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を総合的、計画的に推進することが不可欠であることから、国は、『母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』(以下「基本方針」という。)を定め、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村においては、この基本方針に即して、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を定めることができるものとされました。

(2) 千葉県の対応

千葉県においては、これまでの諸状況を踏まえ、様々な困難や問題に直面するひとり親家庭等の自立を支援するために支援のあり方や方向性を示すとともに、総合的かつ計画的に施策を展開するため「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を17年3月に策定しました。

(3) 野田市の対応

野田市では、平成14年3月に国において取りまとめられた「母子家庭等自立支援対策大綱」に基づき、ひとり親家庭に対する施策体系を再構築し、ひとり親家庭が抱える生活上・職業上の諸課題を克服するため必要な支援措置を積極的に講じることとし、居住支援、就労支援、育児支援等幅広い分野にわたって取り組むべき施策の全体像を明示するためひとり親家庭や寡婦のほかに、必要に応じドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)被害女性も対象に含めた「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を平成14年11月に策定し、現在までに「父子家庭等支援手当」の創設をはじめ、養育費問題解決のための「無料法律相談事業」、家庭生活支援員を派遣し保育サービス等を提供する「母子家庭等日常生活支援事業」、就労支援のための「ひとり親家庭就業支援講座」、居住支援策として民間賃貸住宅への入居の円滑化を図る「ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業」など各種支援策を導入し、関係機関や関係団体との連携のもと、幅広い分野にわたりひとり親家庭及び寡婦の自立に向けた対応・支援に努めてきました。

(4) 計画策定の趣旨

ひとり親家庭及び寡婦施策については、改正法において、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」の策定について規定されるなど、ひとり親家庭及び寡婦の自立促進に向けた新たな展開を迎えています。

また、母子家庭の子育てを支援するための給付制度である「児童扶養手当制度」については、母子家庭となった当初の生活激変期に対応するものとして見直され、支給額の減額措置が決定されたところです。このような制度改革は、給付から自立支援への改革であり、母子家庭の経済的自立を一層早期に推進していくことが求められています。

17年8月に実施した本市の「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」(以下「17年度意識調査」という。)によれば、母子家庭では、生別世帯の割合が増加する中、小さい子どもを抱えながら臨時・パートタイムの形態で就業している者も少なくなく、収入もかなり低い状況にあり、養育費については大半が取得しておらず、結果として家計が困難な状況となっています。

また、寡婦については、自己の健康面に関する不安を抱いている者が多く、日常生活面における支援等が重要となっています。

一方、父子家庭については、母子世帯と比較して、就職している者の割合が高く、その多くが常用雇用者である反面、公的制度の活用が少ないこと及び育児や家事についての悩みをもつ者が少なくない状況となっています。

野田市では、こうしたひとり親家庭及び寡婦をめぐる諸状況を踏まえ、今までの様々な取り組みの効果的な活用・促進を図るとともに、さらに自立支援に重点を置いた施策を推進し、時代の変化に的確に対応した自立支援施策を計画的かつ効果的に展開・推進していくため「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」を見直し、策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「母子及び寡婦福祉法」第11条に定める基本方針を参考に、ひとり親家庭及び寡婦の自立を推進するため、「ひとり親家庭支援総合対策プラン」の見直しを行い、同法第12条に定める「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として位置づけるものです。

本計画は、「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」などに基づく今までの様々な取り組みについて効果的な推進を図るとともに、「母子及び寡婦福祉法」第4条に規定するひとり親家庭及び寡婦の自立への努力を支援するために支援策を取りまとめたものです。

本計画の支援の対象とする者は、母子家庭、父子家庭及び寡婦とし、必要に応じてDV被害女性も支援の対象とします。

また、施策の中には、これらの世帯以外の世帯を含めているものもあります。

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第9条に基づき策定した「野田市新エンゼルプラン～野田市次世代育成支援対策推進行動計画～」を上位計画とし、整合性に配慮したものです。

3. 計画期間

本計画は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

また、社会情勢やひとり親家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、状況の変化に応じ概ね3年を目途に見直しを図ります。

なお、本計画に基づく施策の取り組み状況については、野田市児童福祉審議会に適宜に進捗状況を報告することとします。